

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 における求職活動の緩和について

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」により、当面の間、自立支援金の求職活動の要件②、③の回数が、月1回に緩和されました。

緩和前			緩和後	
要件①	毎月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること		要件①	毎月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること【変更なし】
要件②	毎月2回以上、ハローワーク等で職業相談を受けること	回数緩和	要件②	毎月1回以上、ハローワーク等で職業相談を受けること【緩和】
要件③	原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること	回数緩和	要件③	原則月1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること【緩和】